

役員給与規則

(総 則)

第1条 定款第17条に規程する役員報酬等については、この規程の定めるところによる。

(常勤役員給与)

第2条 役員給与は、本俸及び特別手当とする。

(常勤役員本俸)

第3条 役員本俸は、月額とし、理事会の議決を経て別に定める。

(常勤役員特別手当)

第4条 特別手当は、原則として、年2回6月10日及び12月5日に会長が別に定める額を支給する。

2 特別手当支給のための勤怠期間は、職員給与規程第11条を準用するものとする。

(常勤役員給与等の支給日及び方法)

第5条 役員本俸の支給日は、原則として毎月22日(その日が休日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日)とする。

2 役員特別手当の支給日は、会長が定める。

3 役員給与は、法令に基づきその役員給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で本人に支給する。

(新たに役員となった者の本俸)

第6条 月の初日以外の日において新たに役員となった者に支給するその月の本俸額は、職員給与規程第25条(日割計算の方法)を準用するものとする。

(役員でなくなった者の本俸)

第7条 月の初日以外の日において役員が退職し、解任された場合において支給するその月の本俸額は、職員給与規定第25条(日割計算の方法)を準用するものとする。

2 役員が死亡したときは、その月の本俸は、全額支給する。

(本俸の支給日の特例)

第8条 前2条の規定による本俸の支給日は、第5条第1項の規定にかかわらず、同項の支給日によらないことができる。

(常勤役員退職慰労金)

第9条 役員が退職し、解任され又は死亡したときは、退職慰労金を支給することができる。

(役員に対する費用の弁償)

第10条 役員が定款第14条に規定する職務執行に伴い立替えた費用は、当該役員が証拠となる書類を添えて費用弁償の申請をした場合、定款第17条第2項の規定により弁償することができる。

(端数の処理)

第11条 この規則の定めるところによる給与計算において生じた100円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

規則第3条及び第4条に基づく「役員給与規則の実施細目」による本俸の支給額及び特別手当は次のとおりである。

毎月の支給額

理事長	902,500円
専務理事	787,000円
常務理事	715,500円
特別手当	3.65ヶ月